

## 新たな過疎対策法の制定に関する提言

過疎対策については、昭和45年に制定された「過疎地域対策緊急措置法」以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、国全体が人口減少に転じ、少子高齢化も一層進む中、過疎地域においては、集落機能の低下、森林管理の放置による森林の荒廃、度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊や河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止など、多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は、過疎地域の住民によって支えられてきた国民共有の財産であり、過疎地域が健全に維持されることは、都市部も含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものである。

以上を踏まえ、Society5.0時代の到来も見据えながら、引き続き、総合的な過疎対策を充実強化し、過疎地域の振興と持続可能な地域社会の実現が図られるよう、以下について提言する。

### 1 新たな過疎対策法の制定

現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で法期限を迎えるため、過疎地域が果たしている役割を今一度正しく評価するとともに、今後の新しい過疎対策の理念を確立させ、令和3年度を初年度とする新たな過疎対策法を制定すること。

### 2 過疎地域の要件等

過疎地域の要件と単位については、現行法第33条に規定されているいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、過疎地域の特性や果たしている役割、近年人口減少が急速に進んでいる地域の状況等を的確に反映したものとすること。

### 3 過疎市町村の財政基盤強化

過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源を安定的に確保するため、地方創生に係る交付金や地方交付税等の充実により過疎市町村の財政基盤を強化するとともに、地域の多様な財政需要に対応できるよう

に過疎対策事業債を拡充し、必要額を確保すること。併せて、今後の新しい過疎対策に係る都道府県の役割を明確化し、必要な支援措置を検討すること。

#### **4 過疎地域の環境と特性を生かした産業の振興**

過疎地域における新たな雇用の場の創出等による地域活性化を図るため、農林水産業、観光業、地場産業等の過疎地域の環境と特性を生かした産業振興を図るための支援措置や、企業の進出等に対する税制等の優遇措置を充実強化すること。

#### **5 安心・安全に暮らせるための生活基盤の確立**

過疎地域において住民が安心・安全に暮らせるための生活基盤を確立するため、子育て支援対策のほか、医療提供体制の充実、地域の交通手段の確保、水道などの生活環境基盤の強化、教育環境の整備、防災・減災対策などについて、広域的な連携も含めて課題に対応するための仕組みと支援措置を充実強化すること。

#### **6 集落対策等の推進**

過疎地域における深刻な人口減少、高齢化に対処し、持続可能な地域社会の実現に資するため、集落対策、都市との交流、移住・定住対策、関係人口の創出、地域コミュニティ活動、多様な主体の協働による地域社会の活性化や地域を担う人材の育成等を積極的に支援するための対策を充実強化すること。

#### **7 高度情報通信基盤や道路網の整備促進**

都市との交流等により地域社会の活性化を促進し、過疎地域における産業の振興、住民の生活基盤の確立及び集落対策等の推進を支える土台となる、第5世代移動通信システム（5G）を含む高度情報通信基盤及び高規格幹線道路等の整備を促進するとともに、支援措置を充実強化すること。

令和元年11月11日

全国知事会